

王子本町二丁目町会 役員報償金規程

(目 的)

第1条 本規程は、町会の役員等が日常の町会活動において尽力したことに対し、感謝の意を表するため、中元及び歳暮の進呈額に加算して支給する報償金（以下「役員報償金」という）の取扱いについて定める。

(基本方針)

第2条 役員報償金は、個々の貢献度を精密に評価することが困難であることに鑑み、町会活動における客観的かつ明確な基準に基づき、少額の加算を行うものとする。

(区 分)

第3条 役員報償金は、次の各号に区分して算定する。

- 一 役員会出席頻度及び役回りの重さに応じた額（以下「役員会分」という。）
- 二 回覧物仕分け及び古紙回収の参加頻度に応じた額（以下「回覧古紙分」という。）

(算定基準)

第4条 前条に定める出席率及び参加率は、いずれも当該算定期間に実施された回数を基準として算定する。

(算定期間)

第5条 役員報償金の算定期間は、次のとおりとする。

- 一 4月から9月までの期間における出席・参加状況は、同年12月に進呈する歳暮に加算する。
 - 二 10月から翌年3月までの期間における出席・参加状況は、翌年6月に進呈する中元に加算する。
- 2 前項第二号に基づく中元への加算額は、翌年度の支出として取り扱う。

(役員会分)

第6条 役員会分の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(回覧古紙分)

第7条 回覧古紙分の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(支給時期)

第8条 役員報償金は、歳暮(12月)及び中元(6月)の進呈時に加算して支給する。

(改 廃)

第9条 本規程及び別表は、必要に応じて役員会の議決により改廃することができる。

別表第1 (役員会分)

役回り	基準(回数基準)	加算額
三役・監事	役員会出席8割以上	3,000円
部長	役員会出席8割以上	2,000円
役員	役員会出席8割以上	1,000円

別表第2 (回覧古紙分)

活動	基準(回数基準)	加算額
回覧物仕分け	実施回数の5割以上参加	1,000円
古紙回収	実施回数の5割以上参加	1,000円

付 則

この規程は、令和8年5月25日(総会の翌日)より施行する。